

平成 22 年 9 月 16 日

学校長

## 気象庁の警報が市町単位で発令されることに伴う規定の再変更について

気象庁では、平成 22 年 5 月 27 日から、大雨、洪水、高潮の 3 種類について、「〇〇市に対して大雨警報を発表」など、個別の市町を対象として発表する改善が行われました。そのため、本校の規定を 5 月 25 日付けで変更しました。その後、7 月 14 日に初めてその規定を適用しましたが、運用上問題が生じたので、再度、9 月 16 日より下記のとおり変更します。よく理解しておいてください。

### 【新规定】

以下のいずれか一つでも該当するときの授業の措置について

- (1) 兵庫県の阪神または播磨南東部に、暴風警報が発令されたとき
- (2) 神戸市に大雨警報または洪水警報が発令されたとき

#### [1] 始業前

午前 7 時まで(1)、(2)両方の警報が解除された場合、平常どおり授業

午前 10 時まで(1)、(2)両方の警報が解除された場合、午後から授業

午前 10 時まで(1)、(2)どちらかの警報が解除されない場合、自宅学習

#### [2] 授業中の場合

授業中に警報が発令されたときは、状況に応じて適切な措置をとる。

なお、阪神または播磨南東部以外の暴風警報が発令された地域、あるいは神戸市以外の大雨警報または洪水警報が発令された市町に在住の学生は、登校を自粛すること。登校自粛した学生は公欠扱いとするので、後日、担任を通じて公欠届けを提出すること。ただし、警報が解除された場合には上記の

[1] 始業前の基準に準じて登校すること。

(本規定は、神戸高専のホームページにも掲載しています)

「**阪神**」とは次の 9 市町です。尼崎市(94)、伊丹市(24)、西宮市(71)、川西市(15)、宝塚市(14)、猪名川町(1)、三田市(14)、芦屋市(13)、神戸市(700)

「**播磨南東部**」とは次の 9 市町です。高砂市(30)、加古川市(69)、加西市(0)、加東市(0)、小野市(4)、三木市(28)、稲美町(18)、播磨町(13)、明石市(96)

「播磨南西部」は姫路市(66)、太子町(1)、その他

「播磨北西部」は神崎町(1)、佐用町(1)、その他

「淡路島」は淡路市(9)、その他

「北播丹波」は篠山市(2)、その他

(括弧内は専攻科を含む学生数)